

## 高齢者虐待に関する調査結果について（平成 28 年度分）

厚生労働省による高齢者虐待対応状況等の全国調査について、県分の調査結果がまとまりましたので公表します。（※平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの調査結果。全国データは、後日厚生労働省が発表する予定です。）

＜宮城県の調査結果推移＞ ※件数は、市町村が対応した件数 (単位：件)

類型	区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 養介護施設従事者等による高齢者虐待	相談・通報	13	9	20	26
	虐待の事実あり	6	1	4	1
2 養護者による高齢者虐待	相談・通報	500	551	563	642
	虐待の事実あり	315	310	292	352
合計	相談・通報	513	560	583	668
	虐待の事実あり	321	311	296	353

(注) 養介護施設従事者等…老人福祉法もしくは介護保険法に規定する施設等での業務に従事する者  
養護者…高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者

### 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

#### (1) 相談・通報件数

(表 1) (件)

平成 27 年度	平成 28 年度	増減 (%)
20	26	+6 (+30%)

#### (2) 相談・通報者

「家族・親族」が 28.1% と最も多くなっている。

(表 2) (複数回答)

	人	比率 (%)
家族・親族	9	28.1
当該施設・事業所職員	4	12.5
当該施設・事業所元職員	3	9.4
施設・事業所の管理者	3	9.4
介護支援専門員	1	3.1
社会福祉協議会職員	1	3.1
都道府県から市町村へ連絡	1	3.1
警察	4	12.5
その他	4	12.5
不明	2	6.3
合計	32	100.0

(注) 1つの事例に対し複数人から相談・通報があった場合は重複して計上。

### (3) 市町村による虐待事実の確認調査結果

虐待の事実が認められた事例は1件であった。

(表3)

(件)

虐待の事実が認められた事例	1
虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例	20
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	1
調査を予定している又は検討中の事例	1
その他	3
合計	26

### (4) 虐待の状況

#### ア 虐待の種別

(表4)

(件)

	件数
身体的虐待	0
介護等放棄	0
心理的虐待	1
性的虐待	0
経済的虐待	0
合計	1

#### イ サービス種別

(表5)

(件)

	件数
通所介護等	1
合計	1

#### ウ 虐待を行った従事者の職種

(表6)

(人)

	人数
管理職	1
合計	1

エ 市町村が当該施設等に対して取った措置

(表7-1)

(件)

	件数
報告徴収, 質問, 立入検査	1
合計	1

オ 市町村による指導等に基づく当該施設等における改善措置

(表7-2)

(件)

市町村への改善計画の提出	1
合計	1

(5) 被虐待高齢者の状況について

(表8) 性別

	男	女	合計
人	1	0	1
%	100.0	0.0	100.0

(表9) 年齢

	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	合計
人	0	0	0	0	1	0	0	0	1
%	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(表10) 要介護状態の区分

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人	1	0	0	0	0	1
%	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

## 2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報件数

県内35市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は642件であった。

(表11) (件)

平成27年度	平成28年度	増減 (%)
563	642	+79 (+14.0%)

### (2) 相談・通報者

「警察」が38.1%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が25.5%となっている。

(表12) (複数回答)

	人	%
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	179	25.5
介護保険事業所職員	31	4.4
医療機関従事者	18	2.6
近隣住民・知人	19	2.7
民生委員	21	3.0
被虐待者本人	38	5.4
家族・親族	52	7.4
虐待者自身	6	0.9
当該市町村行政職員	42	6.0
警察	268	38.1
その他	28	4.0
不明 (匿名を含む)	1	0.1
合計	703	100.0

(注) 1つの事例に対し複数人から相談・通報があった場合は重複して計上。

### (3) 事実確認調査対象件数

(表13) (件)

平成27年度 (以前を含む) 相談・通報受理, 平成28年 度事実確認調査件数	平成28年度 相談・通報件数	平成28年度 事実確認調査対象件数
11	642	計653

#### (4) 市町村による虐待事実の確認調査結果

市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は352件で、被虐待者実人数は367人であった。

(表14)

(件)

	件数
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（被虐待者実数は367人）	352
虐待ではないと判断した事例	142
虐待の判断に至らなかった事例	112
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	46
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	1
合計	653

#### (5) 虐待の種別・類型

被虐待者実人数367人に対する割合は、「身体的虐待」が72.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が42.8%となっている。

(表15) (複数回答)

種別	身体的	介護等放棄	心理的	性的	経済的
件数	266	75	157	3	76
割合 (%)	72.5	20.4	42.8	0.8	20.7

(注1) 1人の被虐待者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

(注2) 割合は、被虐待高齢者の実数367人に対するものであるため、合計は100%にならない。

#### (6) 被虐待高齢者の状況について

虐待と判断した事例は352件であるが、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数人の場合があるため、被虐待高齢者の実数は367人となっている。以下では、実数367人について分類している。

##### ア 被虐待者の性別及び年齢

性別では、「男性」が22.1%、「女性」が77.9%と「女性」が全体の5分の4近くを占めた。年齢階級別では「80～84歳」が24.8%と最も多く、次いで「75～79歳」が21.5%となっている。

(表16) 性別

	男	女	合計
人	81	286	367
%	22.1	77.9	100.0

(表17) 年齢

	65 ～69歳	70 ～74歳	75 ～79歳	80 ～84歳	85 ～89歳	90歳 以上	不明	合計
人	48	57	79	91	53	37	2	367
%	13.1	15.5	21.5	24.8	14.4	10.1	0.5	100.0

## イ 虐待者との関係

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が36.8%と最も多く、次いで「夫」が19.7%、「娘」が15.7%の順となっている。

(表18)

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の配 偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その 他	合計
人	79	11	148	63	37	14	4	27	19	402
%	19.7	2.7	36.8	15.7	9.2	3.5	1.0	6.7	4.7	100.0

(注1) 1つの虐待事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数352件に対し、虐待者実数は402人となっている。

(注2) その他は「友人」「内縁の者」「甥・姪」などが挙げられる。

## (7) 虐待への対応策について

### ア 市町村による分離の有無

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」28.2%と、概ね4分の1の事例で分離が行われていた。

(表19)

	人数	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	118	28.2
被虐待者と虐待者を分離していない事例	203	48.4
現在対応について検討・調整中の事例	11	2.6
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居, 入院, 入所等)	66	15.8
その他	21	5.0
合計	419	100.0

(注) 虐待への対応には、平成27年度の虐待判断事例のうち、平成28年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は平成28年度の虐待判断事例における被虐待者367人と一致しない。

### イ 市町村が分離を行った場合の対応内容（最初に行った対応）

「契約による介護保険サービスの利用」が39.0%と最も多く、次いで「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が12.7%となっている。

（表20）

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	46	39.0
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	15	12.7
緊急一時保護	9	7.6
医療機関への一時入院	12	10.2
上記以外の住まい・施設等の利用	13	11.0
虐待者を高齢者から分離（転居等）	12	10.2
その他	11	9.3
合計	118	100.0

（注）「上記以外の住まい・施設等」とは、親族宅や民間アパートなどである。

### ウ 市町村が分離をしていない場合の対応内容

分離をしていない事例における被虐待者数203人に対する対応内容の割合は、「養護者に対する助言・指導」が51.7%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が21.2%となっている。

（表21）（複数回答）

	人	%
養護者に対する助言・指導	105	51.7
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	4	2.0
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	11	5.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	43	21.2
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	23	11.3
その他	44	21.7
経過観察（見守り）	51	25.1

（注1）1つの事例に対し複数の対応内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

（注2）割合は、被虐待高齢者の実数203人に対するものであるため、合計は100%にならない。

## 【参考】

### 1. 高齢者虐待防止に関する県の主な取組

- ・介護サービス事業者に対する集団指導，実地指導等を通じたアンガーマネジメントやストレスマネジメントの重要性の周知，研修の案内及び助言等
- ・養介護施設等の施設長，主任クラスの職員及び新任職員を対象に，虐待防止や権利擁護に関する研修会の開催
- ・県民等を対象に，高齢者の権利擁護をテーマにした講演会等の開催
- ・市町村や地域包括支援センターからの相談に対応するための，高齢者虐待対策に関する相談窓口の設置

### 2. 高齢者虐待防止法のスキーム

